

今後、効果の定量化の事例が集積した段階で、マニュアルの算定事例を充実させる（第I編共通事項 3-4.便益の計測範囲を参照のこと）。

Q5.3

渇水対応のほかに、リスク回避便益などを加算すると、便益を過大に算定するおそれはないか。

A5.3：全ての事業に一律に適用するものではない。

例えば、1系統しかない水道で、系統を2系統化する場合など、事業目的に応じて便益を算定する。なお、バックアップ等に管路整備などが必要となる場合には、当然、それらの費用も計上する必要がある（第I編共通事項 3-4.便益の計測範囲を参照のこと）。

Q5.4

給水制限があった場合、料金収入が減少するが、ダム事業に参画することで、これを回避することができる。この回避分を便益とできないか。

A5.4：減・断水被害額で便益を算定した場合には、計上することはできない。

減・断水被害額は、給水制限に伴い、需要者で発生する費用（被害）を便益としている。供給者側では料金収入の減少となるが、需要者側では料金支払額の減少となって、両者で相殺される。

Q5.5

事業者が独自の工夫で便益を算定する際に、他省庁のマニュアルで、原単位など参考となる事例がないか。

A5.5：下水道事業、工業用水道事業におけるマニュアルが参考となる（マニュアル名や出典は、第V編 資料集「2.他事業における費用対効果分析」を参照のこと）。

（下水道事業）

- 下水道を整備することによる公共用水域の水質改善効果を、水道事業、工業用水道事業、農業用水における取水・浄化費用の低減額で算定している。
- 浸水の防除効果として浸水被害額の算定方法が示されている。被害としては、交通途絶被害、精神的被害、家屋・家財や事業所における被害が計上されており、例えば、耐震化事業の便益として漏水による2次災害の回避を計上する場合には、参考となる可能性がある。
- また、可能金銭化法（CVM）の算定事例や支払い意思額（WTP）の調査方法の解説も記載されている。

（工業用水道事業）

- リスク回避効果として、用水効果額による便益算定の手法が示されており、今回のマニュアルでは、渇水による減・断水被害額の算定方法で、工場用の被害算定の参考と

している。

(6) 減・断水被害額の算定について

Q6.1

用途別水量で工場用の区分がない場合に、減・断水被害の算定は、どうすべきか。

A6.1：生活用と業務営業用の区分で算定する。

その場合、業務営業等の被害算定において、製造業の生産額を「渇水による影響が小さい業種」に含めて算定する。

Q6.2

用水効果額を算定する際に、工業統計のデータが、市町村別でない場合にはどうすべきか。

A6.2：都道府県別のデータで、用水効果額単価を算定し、それを当該事業における工場用水の不足水量に乗じて被害額を算定する。

Q6.3

水道広域化施設整備事業の便益を算定する際に、受水団体の自己水源の取り扱いはどうすべきか。

A6.3：費用対効果分析の前提条件となる水需給計画の中で整理する。自己水源水量については、増量又は減量する場合は、その理由を客観的に説明する。

(7) 感度分析について

Q7.1

他事業の費用対効果分析では、感度分析を事業採択や継続の可否の意思決定を行う際の判断材料として用いているものがあるが、本マニュアルでの扱いはどうか。

A7.1：事業継続の可否は、あくまで費用対効果分析による。感度分析の目的は、事業評価の見直しの時期を把握するために行う（第I編共通事項 3-5.感度分析を参照のこと）。

(8) 年次算定法の適用範囲について

Q8.1

国庫補助事業としては10年を超える事業であるが、個別の施設の建設は3～4年の工期であり、この場合、年次算定法の適用となるか。

A8.1：水道水源開発施設整備費による事業又は水道広域化施設整備費による事業（特定広域化施設整備費、一般広域化施設整備費）であって、対象事業の建設期間が10年以上であれば、年次算定法を適用する。

(9) デフレーターについて

Q9.1

デフレータの基準年度を変換はどうすべきか。

A9.1：基準年度との比率により算定する。

下表のように、平成12年度基準のデフレーターが入手できた場合、平成18年度基準に変換するには、平成18年度値との比率を取る。

年 度	資料（データ）	設 定 作 業	
	デフレーター (H12年度基準)	デフレーターの変換 (H18年度基準)	算 式
H11	99	94.3	$99/105 \times 100$
H12	100	95.2	$100/105 \times 100$
↓	・・・		
H18	105	100	設定